

第 1 4 技術管理

公共工事の品質確保等に関する取組の推進

(1)設計

技術活用検討委員会

社会資本の整備にあたっては、コスト縮減、安全安心の確保、環境保全対策等の建設分野を取り巻く諸課題に対応していく必要があることから、民間等で開発された有用な技術等を選定するとともに、重要構造物の工種・工法の選択決定、計画条件や設計書の審査の充実を図るため、技術活用検討委員会を設置しています。

設計V E

建設工事の品質確保を図りつつ建設費をより一層低減するため、設計段階にV E（バリューエンジニアリング）を実施しています。

(2)積算

積算基準等

公共工事の設計に必要な積算基準や適正に現場を管理するための共通仕様書・施工管理基準については、国土交通省の基準等を参考に策定しています。また、工事費の算出にあたっては、平成26年6月に改正された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」を踏まえ、市場における労務、資材、機材の取引価格をよりきめ細かく反映しています。

土木積算システム

土木積算システムの確実な運用のため、システム及びデータの修正・変更等を行うとともにシステム全体の機能維持管理等を行います。

(3)入札・契約

総合評価方式

県民の福祉の向上及び経済の健全な発展に寄与する優良な社会資本の整備を実施するために、価格と品質が総合的に優れた内容の契約がなされるよう、総合評価方式を推進しています。

また、市町村が実施する総合評価方式の支援として、県が実施する学識経験者への意見聴取の場を提供しています。

適切な設計変更

設計変更の手続きを明確化し、業務の円滑化を図るため、「土木工事請負契約における設計変更等ガイドライン」を制定しています。

(4)施工管理

建設工事等検査

工事目的物の出来形や品質を確認するため、千葉県建設工事検査要綱等に基づき、建設工事及び委託設計業務の検査を行っています。

建設工事安全対策

県が発注する建設工事の安全対策を推進するため、「建設工事安全対策委員会」を設置し、設計時の安全審査、施工条件の検討、工事施工中の安全点検等、建設工事における安全確保に関する施策を実施しています。

電子納品

電子納品は、公共事業の資料を電子化し、共有性と再利用性を向上させ、事業執行の効率化とペーパーレス、省スペース化を目的として実施しています。

県土整備部では、災害復旧事業等の一部の例外を除き、全ての工事、業務において電子納品を実施しており、受注者から提出された最終成果の電子データを発注機関と(公財)千葉県建設技術センターで保管しています。

循環型社会の構築

(1)建設副産物対策

循環型社会を構築するため、建設工事に伴って発生するアスファルト・コンクリート塊などの建設副産物や建設発生土について、「千葉県建設リサイクル推進計画」に基づき、再資源化や適正処理などの対策を進めています。

(具体的な取り組み)

- 建設廃棄物の発生抑制
- 建設リサイクル法に基づく分別解体の徹底
- 建設廃棄物の再資源化・縮減
- 建設廃棄物の適正処理
- 再使用・再生資材の利用促進
- 公共工事土量調査及び建設副産物実態調査の実施



解体工事現場へのパトロール

(2)建設リサイクル

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(建設リサイクル法)では、解体工事業を営もうとする者は工事区域を管轄する知事の登録を受けることが義務付けられています。

また、特定建設資材(コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト・コンクリート)を用いた建築物や工作物の解体工事、新築工事等で一定規模以上のものは、事前の届出や工事現場での分別解体、廃棄物の再資源化が義務付けられています。

県では、解体工事業者の登録や対象建設工事の事前届出等に関する事務を行うとともに、工事現場へのパトロールを実施し、法の実効性の確保に努めています。

新技術の活用等

県では、民間が開発した新技術の活用に向けて、新技術発表会等を通じて、情報の提供を行っています。

特に、県内企業が開発した新技術については、「ちば千産技術」として、発表会、展示会及びホームページへの掲載等により、広く情報発信しています。



ちば千産技術展示会

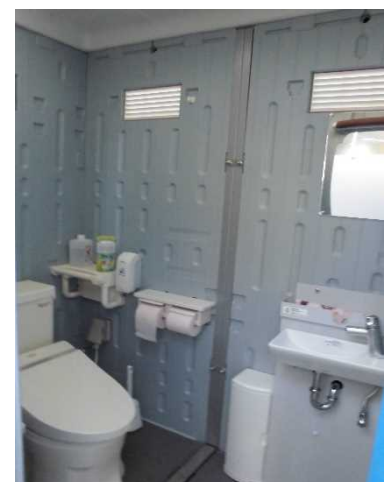
担い手確保・生産性向上

(1)週休2日制モデル工事

公共工事の品質確保や担い手の中長期的育成・確保のため、建設業に若手が入職しやすい環境を整える取組として、工事現場の週休2日制モデル工事を試行し、普及促進に努めています。

(2)快適トイレ

建設業にける将来の担い手確保に向けた取組として、平成29年度から県発注工事において、工事に携わる男女ともに快適に使用できる仮設トイレ(快適トイレ)の普及促進に取り組んでいます。



快適トイレ

(3) ICT活用工事

建設現場における生産性向上に向けて、ICT活用工事など i-Construction の推進に取り組んでいます。

平成 29 年 3 月に「千葉県県土整備部 ICT 活用工事試行要領」平成 30 年 3 月に「千葉県県土整備部 ICT 活用工事(舗装工)試行要領」、平成 31 年 4 月には「千葉県県土整備部 ICT 活用工事(河川浚渫)試行要領」を制定し、千葉県発注工事において普及・促進を図っております。



ICT 活用工事

土木技術職員研修の実施

(1)土木技術職員研修

建設行政は、社会情勢の変化と住民の多様化するニーズに的確に対応することが求められています。

このような情勢の中で、土木技術職員が職務に必要な知識を習得するための各種研修等を実施しています。

特に、若手職員については、“即戦力”として活躍が求められていることから、新採・年次研修を5年間から3年間に短縮し、早期に必要な知識、知見、技術力の向上に努めております。



土木技術職員研修

(2)職場学習ガイドライン

「職員は仕事を通じて成長する」といわれるように、職場での日常の仕事を通じて行われる『職場学習』は、人材育成の基本となります。

『職場学習』は、職場で仕事を通じて指導するため、必要な指導を効果的に実施でき、その結果が直接業務遂行能力の向上に結び付くことから、大変有効です。

そこで、「職場学習の目的」から、「組織体制」、「役割分担」、「職場学習の進め方」、「運用・事例」等を取りまとめ、職場学習ガイドラインを作成し、職場学習を積極的・計画的に実施しています。